

静岡県技能評価認定要綱

(目的)

第1 この要綱は、事業主又は事業主の団体等が行う技能評価を知事が認定することにより、広範な職種について職業能力開発の普及を促進するとともに、技能者等の社会的、経済的地位の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱で「技能評価」とは、事業主又は事業主の団体等(以下「事業主等」という。)が、その雇用する労働者(事業主の団体等にあつては、その構成員である事業主が雇用する労働者をいう。)に対して、適正な技能評価をするために行う社内技能評価又は共同技能評価であつて、国が行う技能検定等の職業能力検定を補完するものをいう。

(範囲)

第3 認定の範囲は、県内の全産業のうち技能者及び技能的職種に従事している者を対象とする職業能力の評価とする。

(認定の基準)

第4 認定を受けることのできる技能評価は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 技能評価を実施する事業主等の事業所の所在地が静岡県内にあること。
- (2) 技能評価が、労働者の有する職業に必要な技能及び知識について行われるものであること。
- (3) 技能評価が、直接営利を目的とするものでないこと。
- (4) 技能評価が、定期的実施されること。
- (5) 技能評価の評価基準が、適切であること。
- (6) 技能評価の実施方法が、適切かつ公正であること。
- (7) 職業能力開発促進法第12条による職業能力開発推進者を選任していること。

(認定の申請)

第5 認定を受けようとする事業主等は、技能評価認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 技能評価実施規程
- (2) 当該年度の技能評価に関する実施計画書
- (3) その他必要な書類

2 前項第1号の技能評価実施規程は、技能評価に関し、次の事項を記載したものとする。

- (1) 実施職種、等級の区分及び技能評価を受けることができる資格に関する事項
- (2) 技能評価の方法及び評価要素に関する事項
- (3) 技能評価の実施の回数、時期及び場所に関する事項
- (4) 技能評価に当たる者の選任に関する事項
- (5) 問題の作成及び合否の判定に関する事項
- (6) 合格した者に対する証明に関する事項

(7) その他技能評価に関し必要な事項

(認定)

第6 知事は、第5の第1項の申請を受理したときは、静岡県技能評価認定審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、当該決定の内容を申請者に通知するものとする。

(認定の表示)

第7 認定を受けた技能評価を実施する事業主等(以下「認定技能評価実施者」という。)は、認定を受けた技能評価(以下「認定技能評価」という。)については、「静岡県認定技能評価」の表示をすることができる。

(変更の承認等)

第8 認定技能評価実施者は、技能評価実施規程を変更しようとするときは、変更の内容、時期及び理由を記載した書類を提出して、知事の承認を受けなければならない。

2 認定技能評価実施者は、代表者又は所在地を変更したときは、遅滞なく、その内容を知事に届け出なければならない。

(実施計画書の提出)

第9 認定技能評価実施者は、技能評価実施2月前までに、当該事業年度の認定技能評価実施計画書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(実施状況報告書の提出)

第10 認定技能評価実施者は、事業終了後速やかに、認定技能評価実施状況報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(資料の提出)

第11 知事は、必要があると認めるときは、認定技能評価実施者に対し、認定技能評価の実施に関する資料の提出を求めることができる。

(認定技能評価の廃止の届出)

第12 認定技能評価実施者は、認定技能評価を廃止したときは、速やかに、廃止の時期及び理由を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第13 知事は、認定技能評価実施者又は認定技能評価が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

(1) 第4の各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。

(2) 第8の第1項の承認を受けないで同項の変更を行ったとき。

(3) 第8の第2項又は第9から第11までに規定する届出又は書類の提出を怠ったとき。

2 知事は、前項の取り消しを行おうとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

(証明)

第14 知事は、認定技能評価実施者から、合格した者に交付する技能評価合格証書に、

当該技能評価が静岡県認定技能評価である旨の証明申請(様式第3号)があった場合には、これを行うものとする。

(書類の経由)

第15 この要綱に基づき提出すべき書類は、管轄技術専門校長を経由して知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

様式第1号

技能評価認定申請書

平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 所在地

名 称

代表者名 印

電話番号

静岡県技能評価認定要綱に基づく技能評価の認定を受けたいので、同要綱第5の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事業所(団体)に関する事項

- (1) 事業所の主な生産品の名称又は事業の内容(団体の種類)
- (2) 従業員数(構成員数)
- (3) 資本の額又は出資の総額(企業のみ)
- (4) 技能評価実施に関する組織
- (5) 職業能力開発推進者の役職及び氏名

2 添付書類

- (1) 技能評価実施規程
- (2) 平成〇〇年度技能評価実施計画書
- (3) 構成員名簿(団体のみ)

様式第2号

認定技能評価実施計画書

平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 所在地

名 称

代表者名 印

電話番号

静岡県認定技能評価を下記のとおり実施しますので、静岡県技能評価認定要綱第9の規定により提出します。

記

- 1 実施期日 平成 年 月 日
- 2 実施場所
- 3 実施職種
- 4 受験予定者数 名
- 5 合格証書交付予定日 平成 年 月 日

様式第3号

認定技能評価 実施状況報告 書
証明申請

平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 所在地

名 称

代表者名 印

電話番号

平成 年度静岡県認定技能評価を実施しましたので、静岡県技能評価認定要綱第10の規定により別紙1のとおり報告します。

つきましては、別紙2の合格証書交付著名簿に掲げる者に交付する技能評価合格証書に、この技能評価が静岡県認定技能評価であることの証明をされるよう同要綱第14の規定により申請します。

別紙1

区 分	内 容
1 実 施 期 日	学 科 : 平成 年 月 日 実 技 : 平成 年 月 日
2 実 施 場 所	
3 実 施 職 種	
4 受 験 者 数	名 (上級: 名、中級: 名)
5 合格証書交付日	平成 年 月 日
6 合格証書交付数	上級: 名、中級: 名 (内訳は、別紙2のとおりです。)
備 考	

(注) 技能評価に使用した試験問題を1部添付すること。

(1) ○○○○技能評価実施規程(例)

(目的)

第1条 この規程は、静岡県技能評価認定要綱に基づき○○○○に従事する技能労働者が有する技能及び知識等を適正に評価するための事項を定める。

(実施主体)

第2条 技能評価は、△△が実施する。

(実施職種)

第3条 技能評価の実施職種は、次のとおりとする。

○○○○

○○○○

○○○○

(等級)

第4条 技能評価の等級は、上級及び中級とする。

(試験基準等)

第5条 技能評価は、学科試験及び実技試験によって行い、その基準は別に定める「技能評価試験基準」によるものとする。

(受験資格)

第6条 技能評価を受けることのできる者は、いずれかに該当する者とする。

◎上級 (1)当該職種に関し○○年以上の実務経験を有する者

(2)中級の技能評価に合格した者で、その後当該職種に関し○年以上の実務経験を有する者

◎中級 (1)当該職種に関し○年以上の実務経験を有する者

(技能評価の免除)

第7条 学科試験又は実技試験のいずれかに合格した者は、その同一級の当該試験の免除を受けることができる。

(受験手続)

第8条 技能評価を受けようとする者は、次の書類により申込みものとする。

(1) 技能評価受験申請書

(2) 実務経験証明書

(技能評価の実施)

第9条 社内技能検定は、毎年1回以上定期的に実施するものとし、その実施時期、実施場所、その他社内技能検定の実施に必要な事項は、その都度定めるものとする。

(技能評価員)

第10条 技能評価を適切に実施するため、技能評価員を置く。

2 技能評価員は、専門の知識及び技能を有する者のうちから△△が委嘱する。

3 技能評価員は、次の業務を行うものとする。

- (1) 試験問題の作成
- (2) 試験実施要領の作成
- (3) 合否基準の作成
- (4) 試験の採点

(補佐員)

第11条 △△は技能評価を円滑に実施するため、補佐員を置くことができる。

- 2 補佐員は技能評価員を補佐し、学科試験及び実技試験の設備及び管理、その他試験の実施に必要な事項を行う。

(秘密の保持)

第12条 技能評価員及び補佐員は、その職務上知り得た秘密事項を他に漏らし又は盗用してはならない。

(合否の判定)

第13条 合否の判定は、△△が学科試験及び実技試験の採点に基づき合否基準により決定する。

(合格証書の交付等)

第14条 前条により技能評価の合格の決定を受けた者(以下「合格者」という。)には、合格証書を交付する。また、学科試験及び実技試験に合格した者には、その旨書面で通知する。

(試験の停止及び合格の取消)

第15条 技能評価の受験に関して、次の不正行為を行った者に対してはその試験を停止させ、又は合格を取消するとともに、既に交付した合格証書を返還させるものとする。

- (1) 試験の実施中に不正行為をしたとき。
- (2) 試験の問題等秘密事項について、試験関係者より情報の提供を受ける等不正な手段でそれを入手したとき。
- (3) 受験申込書に経験歴等受験資格に関係ある事項を偽って記入し、受験したとき。
- (4) その他受験に関して不正行為があったとき。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日より施行する。

(2) 合格証書(例)

第 号

〇〇〇技能評価合格証書

氏 名

生年月日

右の者は平成 年度〇〇〇技能評価試験〇〇〇〇の

〇級に合格したことを証します

平成 年 月 日

事業所又は団体名

代表者氏名

印

第 号

右の技能評価は静岡県認定技能評価であることを証します

平成 年 月 日

静岡県知事 〇〇〇〇印

(3) 技能評価試験基準(例)

		職種名	級	
		材 料 検 査	中 級	
(一般的水準)		試験時間	合格点/満点	
材料検査技能者として、必要な基礎技能・知識を持ち、後工程の加工条件を考慮した検査の実施ができること。		実技	3 時 間 60 / 100	
		学科	2 時 間 70 / 100	
区分	作業又は科目	チェックポイント		採 点
実 技 試 験	検査作業	1 検査に必要な検査機器の選定ができるか。 2 正しいサンプリングができるか。 3 材料特性に合わせて各種の測定を正しく行い判定を下す事ができるか。 4 標準試験片と比較して材料判定をすることができるか。 5 汎用計測器の点検が正しくできるか。 6 規格値と測定値とを比較して、測定値のバラツキの状況により処置についての正しい判断ができるか。 7 材料に関する品質管理ができるか。		90
	安全作業	定められた安全作業を行っているか。(特に重量物取扱い、保護具の仕方、4Sについて)		10
学 科 試 験	材 料	1 材料の製造に関する一般的知識 2 材料記号、特性、用途に関する一般的知識 3 材料欠陥に関する知識		20
	加工処理	1 材料の加工処理に関する簡単な知識 2 加工処理工程で発生する品質不良と材料特性との関連について推測でき、対処できる知識		20
	機械製図	図面の書き方、見方に関する知識		10
	計 測	1 計測器の精密管理の区分別にその管理内容についての知識 2 計測用語とその意義についての知識 3 材料特性を試験する測定法に関する知識 4 材料特性を試験する時に適正な計測器が選定できる知識		20
	品質管理	検査で活用する管理図法、分布、相関、抜取り検査法、工程能力算出法、特定誤差等の知識		10
	規定基準	検査に必要な規定基準類についての知識		10
	安 全	整理整頓、重量物の取扱い、ウエス、切粉、機械、手工具の使用安全、作業服及び装具、安全保護具、火災防止、災害についての知識		10